令和4年10月1日

(目的)

第1条 この要綱は、本村における新型コロナウイルス禍の中において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰により、農業経営に支障をきたしている販売農家に対し営農継続の支援をし、将来の農業生産を支えることを目的とし、高騰した燃料、資材等の経費の一部を支援金(以下「支援金」という。)として交付する。

(支援金の交付対象者)

- 第2条 支援金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 個人にあっては村内に住所(令和4年7月1日時点で住民基本台帳に登載された住所)を有する者、法人等にあっては令和4年7月1日時点で村内に主たる事業所を有する者とする。
 - (2) 令和2年又は3年中に農業収入があり、令和2年又は令和3年分農業所得を含む確定申告(所得税)または住民税申告のいずれかを行っている者とし、次のいずれかに該当する者。
 - (A) 主たる収入が農業収入であり、かつ令和2年又は3年の年間売上(農業収入)が300万円以上の者
 - (B) 主たる収入が農業収入であり、かつ令和2年又は3年の年間売上(農業収入)が50万円以上または経営耕地面積が30a以上の者
 - (C) 令和2年又は3年の年間売上(農業収入)が50万円以上の者
 - (3) 支援金の交付申請の時点で、営農を行っている者。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、やむを得ず休業している者を除くものとする。
 - (4) 今後も継続して営農を行う予定である者。

(支援金額)

- 第3条 交付金額は、交付対象者1件あたり
 - (A) は70,000円、(B) は50,000円、(C) は30,000円とし、1回限りの交付とする。

(支援金の申請手続き等)

- 第4条 交付対象者は、給付金の交付を受けようとするときは、青木村農業経営 支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)を村長に提出し申請するものとする。
- 2 前項の給付に係る申請期限は、<u>令和4年12月23日</u>までとする。ただし、 村長が特に事情があると認めた場合は、この限りではない。

(支援金の交付)

第5条 村長は、前条の交付申請があった者について審査し、交付が適当である と認めたときは、当該支援金交付申請書兼請求書を受理した日から30日以 内に給付金を交付するものとする。ただし、審査等のため、特に時間を要する ときはこの限りでない。

(支援金の返還)

第6条 村長は、偽りその他不正な手段により給付金を受給した者が判明したときは、その者に既に支給した給付金の返還を命ずることができる。

(適用除外)

- 第7条 村長は、次のいずれかに該当する場合については、支援金の交付を行な わない。
 - (1) 青木村商工業者経営継続応援支援金事業の交付を受けた者

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

- この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年10月1日から施行する。